

第4章 第7期計画における基本理念・基本目標

1. 基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳に相応しい生活を保障されなければいけません。また、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、町民みんなで「つながり」、障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを進め、地域福祉の増進に寄与し、第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズである『笑顔幸せ みんなでつくる あったかす』を目指します。

2. 基本目標

I. 障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化

「地域共生社会の実現」を目指し、障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化に向けて、不足する地域資源については旭川圏域も含めた視点で協議を継続して実施します。

II. 地域生活支援体制の強化・充実

地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。

III. 相談支援体制の連携強化

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、事例検討会や研修会等を開催し、人材育成とより充実した相談体制の整備を図ります。

IV. 就労も含めた社会参加の推進

障がいのある方が自身の希望する暮らしを地域で実現するために、当事者本人が望む就労が叶う支援体制を構築するとともに、当たり前に地域活動へ参加できる環境づくりを推進します。

V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要に応じて対応できる支援体制を構築し、障がいを有

している子どもが安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

I. 障がい分野における地域包括ケアシステムの機能強化

(1) 背景

あらゆる人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するために、医療、障がい・介護福祉サービス、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されている「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

(2) 現状と課題

「鷹栖町地域福祉計画」に基づいた取り組みにより、お互い様や支え合いといった「地域共生社会の実現」を目指した基盤が整備されているとともに、令和3年度から開始した「重層的支援体制整備事業」により、複雑化・複合化したケースへの対応について体制強化が図られています。

一方で、障がい分野における地域包括ケアシステムの構築については、十分とは言えない部分もあるため、機能強化に向けた継続的な取り組みが必要です。

(3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
地域包括ケアシステムの構築についての協議の場の設置	協議の回数	6回	12回
「取組状況チェックシート」と「構成要素ごとの成果確認シート」の作成	シートの作成	両方作成	両方作成
シートを活用した取組状況の評価検証の実施	評価検証の回数	1回	2回

II. 地域生活支援体制の強化・充実

(1) 背景

障害者総合支援法の基本理念において、「全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること」とされており、障がい者等やその家族が身近な地域で安心して暮らしていけるよう地域生活の支援体制の整備を進めることが求められています。

(2) 現状と課題

地域生活支援体制の強化・充実については、自立支援協議会において地域生活支援拠点等の機能強化について、継続して協議を実施しており、一部の機能については強化が図られているところです。

しかしながら、障がいのある方やその家族が地域の中で安心して暮らすためには、障がいに対する理解促進や住まいの確保などの課題もあるため、課題解決に向けて継続的に協議し、機能強化を図る必要があります。

(3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
地域生活支援体制整備における運用状況の評価検証の実施	評価検証の回数	1回	2回
障がいに対する差別解消及び理解の促進と福祉教育の推進	啓発実施の回数	3回	6回
要配慮者に対する住まいの基盤整備の充実を図るための協議の場の設置	協議の回数	3回	6回

Ⅲ. 相談支援体制の連携強化

(1) 背景

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき生活することが重要であり、そのためには相談支援体制の構築と、障がい福祉サービスの適切な利用が不可欠です。また、充実した支援体制を構築するためには、障がい者本人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携を強化することが必要となっており、研修等により相談員等の資質の向上に努める必要があります。

(2) 現状と課題

鷹栖町には相談支援事業所が2事業所開設しており、両事業所合わせて6名の相談支援専門員が日々の相談業務に従事しています。市町村事業である「相談支援事業」に加えて、町民に関する「特定相談支援事業」と「障害児相談支援事業」を委託事業として実施することで、障害福祉サービス等の利用者に対して、相談支援専門員による適切なサービス等利用計画の作成が実現されています。

また、生活福祉相談センターに包含している基幹相談支援センターでは、社会福祉士を中心とした総合相談体制を構築するとともに、令和3年度からは重層的支援体制整備事業を実施し、複雑化・複合化したケースへの対応強化を図っています。

今後も継続して相談支援体制の強化を図るためには、相談員等の人材育成が必要であるとともに、障がいのある人が自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、本人が自ら意思決定できるような支援をすることが必要です。

(3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取り組み内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
本人中心支援に伴う「意思決定支援」の推進 (協議の場の設置や取組実施)	協議や取組の回数	6回	12回
相談スキル向上のための事例検討会の開催	参加者の「大変良かった・良かった」の感想の割合	90%以上	90%以上
サービス等利用計画等に対する評価検証の実施	実施の件数	6件	12件

IV. 就労も含めた社会参加の推進

(1) 背景

障がいのある方が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する場所で本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方で、いきいきと働くことのできる地域の実現に向けて、地域住民、障害福祉サービス事業所、企業、行政等が障がいについて理解を深め、地域全体で応援する体制づくりが求められています。

(2) 現状と課題

障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、町内において就労相談会を開催していることと併せて、「社会参加のきっかけづくり事業」や「生涯現役地域づくり環境整備事業」において、インフォーマルなサービスを提供し、また、関係機関との連携や情報共有を図りながら、地域住民や旭川市内の障害福祉サービス事業所と連携し、農福連携を進めています。

一方で、町内の農業者や商工業者に対して障がい者就労に関する情報収集はできていません。また、障がいのある人が生活の質の向上や自己実現を図る機会を充実させるためには、地域社会の一員として様々な活動へ参加することが重要であり、そのためにはスポーツや文化活動などへの参加促進を図る必要があると考えます。

(3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
町内の農業者や商工業者に対して障がい者雇用の状況や考え方についての情報収集	情報収集をした事業者数	15事業者	30事業者
生涯現役事業と連携した就労支援施策の強化	生涯現役事業における障がい者の就業人数	6人	12人
スポーツや文化活動などの地域活動への参加促進のための協議の場の設置	協議の回数	6回	12回

V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

(1) 背景

発達障がいなど、様々な課題、困り感を抱えている家庭は増加傾向にあり、支援が必要な子どもの早期把握・早期療育及び家庭環境に対する更なる支援、教育機関や関係機関と連携した支援体制の構築が必要とされています。

また、障がいのある子ども本人や家族の望む形で地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域におけるインクルージョンを推進することが求められています。

(2) 現状と課題

令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を開設し、子どもに対する総合相談窓口として相談体制を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を構築しています。また、障がい児通所支援サービスにより集団生活への適応のための専門的支援が受けられる環境があることに加え、子ども家庭支援員兼スクールソーシャルワーカーを配置することにより、教育と福祉の連携強化が図られています。

地域全体で子育てを支えていくという視点から、今後はより関係者間での連携を強化するために、鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」の更なる活用の推進と、子どもの発達に関する早期把握や早期療育をより強化するために、「発達支援センター」の設置が必要です。

(3) 目標達成に向けた取り組みと目標値

取組内容	項目	R8(2026) 目標値	R11(2029) 目標値
「あったかすまいる」のブラッシュアップと更なる活用の推進	個別指導計画を作成している児童のあったかすまいるを見たことがあると回答した小中学校の教諭の率	80%以上	80%以上
困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、協議する場の設置	協議の回数	6回	12回
インクルーシブ教育の推進について協議する場の設置	協議の回数	6回	12回